

時間外保育（新規・変更・取消・一時）申込書

年 月 日

草深こじか保育園（幼保連携型認定こども園） 園長 様
 草深こじか第二保育園 園長 様
 ※ ↑該当する園を○で囲んでください

住 所
 保護者氏名
 電 話

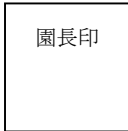
時間外保育を希望しますので、次のとおり申し込みます。

児童名 (クラス名)	(組)	希望期間		
	(組)			
	(組)	適用日 (園記入)	年 月 日	
時間外保育時間	午前 時 分 ～ 午前 8 時 30 分	午後 4 時 30 分 ～ 午後 時 分		
支給認定	保育標準時間認定・保育短時間認定（どちらかに丸をつける）			
延長保育料金	日額・ 月額（月に 11 回以上の方は月額利用をおすすめします）			
事由（利用の理由を具体的にご記入ください。）				
勤 務 時 間		退社時間	通勤方法及び時間（保育園から通勤先）	
父	平日	時 分 ～ 時 分	時 分	通勤方法 車・電車・他（ ）
				通勤時間 時間 分
母	平日	時 分 ～ 時 分	時 分	通勤方法 車・電車・他（ ）
				通勤時間 時間 分

時間外保育（新規・変更・取消・一時）承諾書

組 児童名： _____ 年 月 日

上記のとおり、承諾致します。



適用日 年 月 日 適用

保育許可時間 朝 : ～ 夕 :

延長保育料金 日額利用 ・ 月額利用

《時間外保育の申し込み上の注意》

1. 時間外保育を利用できる時間の限度は、原則として『就労時間に加えて通勤に要する時間』です。
2. 保護者（同居の祖父母を含む）のどなたかの仕事が休みの日は、家庭保育のご協力をお願いしています。事由のある場合は事前に園にご相談ください。
3. 承諾後、勤務場所等の変更があった場合は、直ちに届出ください。
4. 買物や兄弟児の習い事や課外利用などの私用で時間外保育を利用することのないようお願いします。
5. 時間外保育の利用は、生後6ヶ月からとなっています。
1歳未満のお子さんは18：00以降利用できません。
6. 課外に参加をされる場合はその時間のみ、保護者の方がお子様を課外にお連れになってください。ご見学の間の兄弟児の保育は行っておりません。兄弟児のお子様と一緒にご見学ください。
7. 時間外保育は就労証明書と照らし合わせ承諾を致します。事由に記入内容は就労証明書の備考欄に記入されている内容の記入をしてください。（残業や通勤時間など）
8. 時間外保育利用は、園長許可が必要です。園長許可印がない場合は利用できません。

《時間外保育の申し込み、重要事項》

保育標準時間の方・・・新規、変更、取り消し、一時を含め申請は前月の20日までに申請ください。

※前月20日までの申請→次月1日より適用

保育短時間の方・・・適用日毎、その都度お申込みください。